

Film Sensation 規約

(名称)

第1条 本団体は、Film Sensation と称する。

(目的)

第2条 本団体は映画製作を行い、私たちが伝えたい想いを表現する。また脚本、演技、動画編集の経験が無くても互いに助け合い、交流も深め、それぞれの技術を向上させることを目的とする。

(撮影・投稿)

第3条 映像制作、動画投稿や上映の際の規約を順守する。規約は別紙の撮影時、投稿時の規約に記載。

(会計)

第4条 会計年度は、毎年6月1日に始まり翌年5月末日に終了するものとする。
なお、年度初めに予算計画を作成するとともに、年度末に決算を行うものとする。

(会費)

第5条 会費は、映画撮影において必要に応じ、適宜徴収する。

(役員)

第6条 本団体は、次の役員で構成する。役員の任期は1年とし、年度当初に開催する定例会議に置いて改選する。但し、再任を妨げない。

- 1) 部長1名…本団体を代表する。
- 2) 副部長1名…部長を補佐し、部長に事故等ある時若しくは不在の時はその職務を代行する。
- 3) 会計1名…会計事務を処理する。

(決議)

第7条 本規約に定めのない事項については全構成員の2/3以上の賛成により決する。

(改廃)

第8条 本規約は、全構成員の2/3以上の賛成により改廃される。

附則

この規約は、令和6年5月20日から施行する。

この規約の一部を改正し、令和6年6月1日から適用する。

この規約の一部を改正し、令和7年4月1日から適用する。